

議案第9号

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を別紙
のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享弘

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され教育委員会委員長の職務は教育長に一本化されるので、本条例から教育委員会委員長に係る箇所を削除する。
- ・町史編さん委員を新たに設置するのでその報酬について定める。

2 改正内容

- ・教育委員会委員長に関する規定を削る。（別表第2）
- ・新たに設置する町史編さん委員の報酬の日額を2,500円とする。（別表第2）
- ・その他文言の整理を行う。

3 附則規定

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

旧制度の教育委員会委員長の任期中については、従前の例によるものとする。

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年日野町条例第10号)を次のように改正する。

改正後	改正前																																																	
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、<u>日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)に規定する3級以上の職務にある者の旅費に相当する額とする。ただし、農業委員会及び教育委員会の委員の旅費の額は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成19年日野町条例第2号)別表第2及び別表第3に相当する額とする。</u></p> <p>別表 (第2条関係)報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">農業委員</td> <td style="text-align: center;">会長</td> <td style="text-align: center;">月額 41,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職務代理</td> <td style="text-align: center;">// 32,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">// 26,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">教育委員</td> <td style="text-align: center;">// 26,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">英語指導助手</td> <td style="text-align: center;">月額 340,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">日野町史編さん委員</td> <td style="text-align: center;">日額 2,500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職名		報酬額	農業委員	会長	月額 41,300 円	職務代理	// 32,000 円	委員	// 26,800 円	教育委員		// 26,800 円	略			英語指導助手		月額 340,000 円	日野町史編さん委員		日額 2,500 円	略			<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、<u>その額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">農業委員</td> <td style="text-align: center;">会長</td> <td style="text-align: center;">月額 41,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職務代理</td> <td style="text-align: center;">// 32,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">// 26,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">月額 41,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">// 26,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">英語指導助手</td> <td style="text-align: center;">月額 340,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職名		報酬額	農業委員	会長	月額 41,300 円	職務代理	// 32,000 円	委員	// 26,800 円	教育委員会	委員長	月額 41,300 円	委員	// 26,800 円	略			英語指導助手		月額 340,000 円	略		
職名		報酬額																																																
農業委員	会長	月額 41,300 円																																																
	職務代理	// 32,000 円																																																
	委員	// 26,800 円																																																
教育委員		// 26,800 円																																																
略																																																		
英語指導助手		月額 340,000 円																																																
日野町史編さん委員		日額 2,500 円																																																
略																																																		
職名		報酬額																																																
農業委員	会長	月額 41,300 円																																																
	職務代理	// 32,000 円																																																
	委員	// 26,800 円																																																
教育委員会	委員長	月額 41,300 円																																																
	委員	// 26,800 円																																																
略																																																		
英語指導助手		月額 340,000 円																																																
略																																																		

別表第2(第4条関係)旅費

日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)に規定する3級以上の職務にある者の旅費に相当する額。ただし、農業委員会及び教育委員会の委員の旅費の額は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第5号)別表第2及び別表第3に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する教育委員会委員長の任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。